

環境局危機管理推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 環境局における危機管理に関する事項について検討し、施策の充実に
 図るため、環境局危機管理推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置
 する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- 2 危機管理にかかわる計画等（マニュアルを含む）の策定及び施策の進行管
 理に関すること。
- 3 その他危機管理に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、局長をもって充てる。
- 3 副委員長は、総務部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げるものをもって充てる。

(職務等)

第4条 推進委員会の会議は、必要に応じ委員長が召集しその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができ
 る。

(庶務)

第5条 推進委員会の庶務は、総務部庶務課において行う。

(補足)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附則

この要綱は、平成17年1月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年3月11日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

委員長	環境局長	
副委員長	総務部長	
委員	脱炭素戦略推進室長 脱炭素戦略推進室担当部長 環境対策部長 生活環境部長 生活環境部担当部長 （廃棄物政策担当） 施設部長	庶務課長 環境対策推進課長 収集計画課長 処理計画課長